

令和5年度 対馬市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月28日（金）午前10時00分から午前10時59分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員（12人）

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
7番 桐谷輝美	9番 太田深雪	10番 永尾佐登志
11番 戸田耕助	12番 松村英二	14番 岡村高史

・農地利用最適化推進委員（6人）

佐伯武久	日高安実	永留静夫	小宮貞司
阿比留輝夫	島居一治		

4. 欠席委員（2人）

8番 阿比留 なみ恵 13番 春日亀 智恵子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明交付願いについて

議案第8号 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第1回）

議案第9号 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第1回）

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

小茂田 聡

農林水産部農林しいたけ課主事

糸 瀬 崇 史

上対馬振興部地域振興課主事

縫 田 雄 人

7. 会議の概要

総会前に事務局長より、議案第5号、第3条案件の4番が取り下げられた為、削除となることの報告と、農林しいたけ課の担当者が欠席の為、農用地利用集積計画と配分計画（案）は事務局長が代わりに説明することの報告。

議 長

おはようございます。

ただ今より、令和5年度対馬市農業委員会第3回総会を開会いたします。

報告します。阿比留なみ恵委員、春日亀智恵子委員から欠席の届出があります。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は6名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、桐谷輝美委員及び、宮原安典委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第5号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は5件です。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）事務局長

事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第5号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の田4筆、1,694平米を、同地区の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は8,860.5平米でございます。

番号2は、〇〇県〇〇郡の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の田2筆、畑3筆合計面積2,539平米を〇〇町〇〇の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は9,492平米でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の田1筆、3,212平米を同地区の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は11万1,345平米でございます。

議案書の3ページをお願いします。

番号5は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の田2筆、1,361平米を同地区の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は14,095平米でございます。

番号6は、〇〇県〇〇市の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑1筆、110平米を同地区の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。

なお、経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、補足説明に入りますが、1番については私が現地確認を行いましたので、私の方から説明致します。

7月6日に譲受人の〇〇さんと〇〇さんと私とで、現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものです。

申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、面積は約17アールあり、現在は譲渡人の〇〇さんが所有しておりますが、ご主人が亡くなって以降の管理を、〇〇さんが行っております。

譲受人の〇〇さんは、水稻と野菜を4反ほど栽培している農家であり、今後も農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請には問題は無いと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願いたします。

次に、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(25番阿比留輝夫推進委員挙手) 25番

25番 阿比留輝夫推進委員

番号2についてご説明いたします。7月13日に譲り受け人の〇〇氏と〇〇とわたしとで現地を確認しました。今回の申請は、譲り渡し人の〇〇氏から譲り受け人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、現在、畑を耕作されており、所有権移転後も譲り受け人が畑の耕作を行うとのことです。今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長

次に、番号3について、補足説明を求めます。

(24番小宮貞司推進委員挙手) 24番

24番 小宮貞司推進委員

番号3についてご説明いたします。7月12日に譲り受け人の〇〇氏と〇〇とわたしとで現地を確認しました。今回の申請は、譲り渡し人の〇〇氏から譲り受け人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、現在、米を耕作されており、所有権移転後も譲り受け人が米の耕作を行うとのことです。今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長

次に、番号5について、補足説明を求めます。
(23番永留静夫推進委員挙手) 23番

23番 永留静夫推進委員

番号5についてご説明します。7月18日に譲受人の〇〇氏と〇〇とわたしとで現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。

申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、面積は約14アールあり、現在は譲受人の〇〇氏が米を作付けしております。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

次に、番号6について、補足説明を求めます。
(26番島居一治推進委員挙手) 26番

23番 島居一治推進委員

番号6についてご説明します。7月18日に譲受人の〇〇氏と〇〇さんとわたしとで現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏より譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。

申請地は〇〇町〇〇にある農地で、面積は約1アールあり、現在は譲渡人の知人が野菜を作付けしており、今後は譲受人の〇〇氏が耕作される予定です。

農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号5は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号6は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は1件です。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の田3筆、478平米を、同地区の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんへ贈与による所有権移転及び住宅用地と駐車場用地に転用するものであります。

位置図、配置図等を5ページから14ページに添付しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(22番日高安実推進委員挙手) 22番

22番 日高安実推進委員

7月18日、関係者立ち合いのもと、申請現地において状況を確認しました。

申請農地は、譲渡人、〇〇さん住宅の隣接地で、すぐ前方に位置します。また、地番が3筆に区分されていますが1枚の農地で面積が478平米です。

本件は農地を長男である〇〇さんへ贈与により所有権を移転し、更に地目を農地から宅地に変更して住居を新築するものです。

前年まで米を作っていました。長男家族の強い希望により本家の隣接地に新居を構えて、〇〇家の後継者として責任を果たしていくと、このような計画でございます。審議の程、よろしく願いします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

次に、議案第7号、「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。

今回の申請は2件です。

本議案は、〇〇委員が関係者であるため、議事参与制限により、〇〇委員に退場を求めます。

(〇〇委員退場)

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の15ページをお願いします。

議案第7号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申出人は、〇〇県〇〇市の〇〇さんで、〇〇町〇〇の畑3筆、2,067平米についての交付願いでございます。

位置図などの資料は、16ページから23ページになります。

番号2の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑2筆、3,324平米についての交付願いでございます。

資料は24ページから30ページになりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について地元委員の補足説明を求めます。

(25番阿比留輝夫推進委員挙手) 25番

25番 阿比留輝夫推進委員

番号1について補足説明をいたします。

令和5年7月13日午後1時30分より、申請代理人の〇〇、〇〇、〇〇と私とで現地の確認を行いました。

申請地は降雨時に付近の河川からの土砂の流入がひどく、長年耕作されておらず、茅やシダ類が繁茂し、所により樹木が生えている状況です。

今後においても農地として耕作できる状況にはならないと考えられますので、非農地にすることに問題はないと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

次に、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(20番佐伯武久推進委員挙手) 20番

20番 佐伯武久推進委員

番号2について補足説明いたします。

7月13日に申請人の代理人である〇〇さん、〇〇の担当と私で現地を確認いたしました。

申請地は、現況写真を見ていただければ分かるように、長年、耕作放棄状態だったことから全体的に茅などの雑草が繁茂し、所により雑木が生えているため、今後農地として耕作できる状況ではないと考えられます。したがって、非農地にすることに何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり交付することに決定しました。

次に、番号2について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり交付することに決定しました。

〇〇委員の入場を求めます。

(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。

議案第7号、番号1、番号2は許可相当とし、原案のとおり交付することに決定しましたので告知します。

次に、議案第8号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の31ページをお願いします。

議案第8号、「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)」でございます。

農地中間管理事業において申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は22件で、内訳は貸し手22人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が83筆、73,653.61平米、畑が58筆、35,254平米、合計141筆、10万8,907.61平米でございます。

集積計画の内容についてご説明致します。

33ページをお願いします。番号1、2、3、4が〇〇、〇〇地区で貸し手が2人です。

番号5から35ページの番号11までが〇〇地区です。貸し手は6人です。

35ページ番号12から36ページ番号20までが〇〇地区です。貸し手は5人です。

番号21、22が〇〇地区で貸し手が2人です。

番号23から37ページ番号31までが〇〇地区です。貸し手は7人です。

以上、貸し手22人、141筆、10万8,907.61平米を長崎県農業振興公社に集積するものであります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(23番永留静夫推進委員挙手) 23番

23番 永留静夫推進委員

37ページの峰の分ですが、現況が実際は田ではないのに、現況地目は田と記入してある。現況は畑になっており水路もありません。貸し出した先も田として利用できない。こういった形で修正しているのかお尋ねしたい。

事務局長

37ページの表の地目は、登記簿と現況に分かれています。登記簿の方は土地登記簿の地目、現況は課税地目を記入してあると思います。実際の現況と地目が違う場合の取扱いについては、後日、担当者に尋ねてお答え致します。

23番 永留静夫推進委員

ありがとうございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第8号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第9号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業 第1回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の38ページをお願いします。

議案第9号、「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第1回)」

でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は22人でございます。農地の内訳は、田が83筆、73,653.61平米、畑が58筆、35,254平米で、合計141筆、10万8,907.61平米でございます。

配分計画案の内容についてご説明致します。議案書は39ページからになります。お配りしております航空写真の下側に受け手ごとに色を分けた凡例がありますので、場所の確認をお願いします。

39ページ番号1と40ページ番号2が〇〇、〇〇地区です。受け手は2人になります。

41ページ番号3から、48ページ番号10までが〇〇地区になります。受け手は6人です。

49ページ番号11から54ページ番号19までが〇〇地区です。受け手は7人です。

55ページ番号20、21が〇〇地区になります。受け手は1人です。

56ページ番号22から62ページ番号29までが〇〇地区です。受け手は6人です。

以上、合計141筆、10万8,907.61平米、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定を受ける者は22人であります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第9号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

(無しの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の梅雨は、例年より長く感じられ、線状降水帯による大雨災害もあり、被害にあわれた方々は大変なご苦労をされてあることと存じます。

梅雨明け後は、暑さが厳しくなっておりますので、農作業や農地利用状況調査など、作業をされる際には、こまめに水分を補給され、熱中症予防に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第3回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。